

北海道交通事故被害者の会からの要望事項に対するコメント及び対応状況

H28 要望事項 (下線部が昨年からの変更点)	H27 コメント	H27コメント後の対応状況	H28 コメント
<p>I 人身にかかわる交通事故が発生した場合の救命救急体制を万全にすること</p> <p>1 医療活動のできる高規格の救急車（ドクターカー）および医療専用機（ドクターヘリ・ドクタージェット）を整備・配備して、人身にかかわる事故に対し、地域格差なく全ての人に迅速、適切な医療が施される体制を確立すること。</p>	<p>(危機対策課) 救急救命士を運用する救急隊が活動するための高規格救急自動車について、平成26年4月1日現在、全道で341台が配備されており、前年に比べ8台増加しております。高規格救急自動車の整備（更新を含む。）については、各市町村及び一部事務組合において、年々進められています。</p> <p>(地域医療課) 道内のドクターヘリは4機体制で運航しており、安定的な運航が図られるよう、引き続き基地病院に対して運営費を補助するほか、技術的な助言等を行ってまいります。また、メディカルウィングについては、研究運航の実施主体である北海道航空医療ネットワークと連携し、事業化を視野に入れた研究に取り組む必要があることを国に対し、要望を行ってまいります。</p>	<p>(危機対策課) －</p> <p>(地域医療課) 4機のドクターヘリが、効果的に運航されるよう、基地病院等との調整に努めている。また、国に対し、メディカルウィングの事業化を視野に入れた研究に取り組むよう要望を行っている。</p>	<p>(危機対策課) 救急救命士を運用する救急隊が活動するための高規格救急自動車について、平成27年4月1日現在、全道で353台が配備されており、前年に比べ12台増加しております。高規格救急自動車の整備（更新を含む。）については、各市町村及び一部事務組合において、年々進められています。</p> <p>(地域医療課) 4機のドクターヘリが、安全かつ安定的に運航できるよう、引き続き基地病院に対して運営費を補助するほか、技術的な助言や必要な調整等を行ってまいります。また、メディカルウィングについては、引き続き、研究運航の実施主体である北海道航空医療ネットワークと連携し、事業化を視野に入れた研究に取り組むよう国に対し、要望を行ってまいります。</p>

北海道交通事故被害者の会からの要望事項に対するコメント及び対応状況

H28 要望事項 (下線部が昨年からの変更点)	H27 コメント	H27コメント後の対応状況	H28 コメント
<p>2 そのためにも、救急救命士の医療的権限の明確化や、救急指定病院の拡大、指定外病院でも迅速な医療が施されるシステムの確立、さらに遠隔地医療の充実などをはかること。</p> <p>II 被害者や遺族に対しては、①尊厳が護られる権利②知る権利③司法手続きに参加する権利④被害から回復する権利の4つの権利が厳格に擁護されるよう、必要な制度や行政上の措置を行うこと。</p> <p>3 交通事犯被害者への適正な治療と補償、後遺症認定がなされるように、初期診断にあたっては、全身の検査が必要であることを医療機関に指導徹底すること。 外傷がなくても頭部打撲や脊髄液減少症などの発症の可能性がある全ての場合にMRIなどの画像診断記録を義務づけるなど制度整備を図ること。 経済的支援と合わせ、PTSDに対する支援制度など精神的な支援を含めた被害回復の補償制度を確立すること。</p>	<p>(危機対策課) 救急救命士については、一般の救急隊員が行う応急処置に加え、救急救命士法において、重度傷病者に対する救急救命処置として心肺機能停止患者に対する気道確保や薬剤投与、ショック又はクラッシュ症候群が疑われるなどの心肺機能停止前重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液などが認められています。</p> <p>(地域医療課) 比較的軽度な救急患者に対する初期救急医療から重症患者に対する二次救急医療、重篤な救急患者の救命医療を担う三次救急医療までの体系的な医療体制や搬送体制を引き続き整備してまいります。</p> <p>(国) －</p>	<p>(危機対策課) －</p> <p>(地域医療課) 新たに救急告示医療機関の認定を行うなど、地域の救急医療体制の充実に務めている。</p> <p>(国) －</p>	<p>(危機対策課) 救急救命士については、一般の救急隊員が行う応急処置に加え、救急救命士法において、重度傷病者に対する救急救命処置として心肺機能停止患者に対する気道確保や薬剤投与、ショック又はクラッシュ症候群が疑われるなどの心肺機能停止前重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液などが認められています。</p> <p>(地域医療課) 比較的軽度な救急患者に対する初期救急医療から重症患者に対する二次救急医療、重篤な救急患者の救命医療を担う三次救急医療までの体系的な医療体制や搬送体制を引き続き、整備してまいります。</p> <p>(国) －</p>

H28 要望事項 (下線部が昨年からの変更点)	H27 コメント	H27コメント後の対応状況	H28 コメント
<p>4 脳外傷による高次脳機能障害及び脳脊髄液減少症を重大な後遺症として積極的に認定する制度を構築すること。</p> <p>これらを含む後遺障害者の治療と生活保障を万全にすること。</p> <p>介護料の支給対象を診断書による判断として拡大すること。</p> <p>遷延性意識障害者を介護する療護センターの充実をはかること。</p> <p>高次脳機能障害者の早期脳リハビリ施設の充実と一般就労支援窓口の充実をはかること。</p>	<p>(障がい者保健福祉課) 〔高次脳機能障がい〕</p> <p>高次脳機能障がいは、障がい特性を踏まえた適切な医学的リハビリテーションや生活訓練、就労・就学支援などが必要であることから、国では、診断基準、訓練・支援プログラムの作成や、障害者手帳申請時の診断書等作成ガイドラインの取りまとめ等、支援につなげるための取り組みをすすめています。</p> <p>道では、平成13年度から平成17年度まで国のモデル事業として、平成18年度からは、障害者自立支援法（平成25年4月～障害者総合支援法）に基づく「地域生活支援事業」として、高次脳機能障がい者に関する国の診断基準、訓練・支援プログラム等の普及に努めるとともに、支援拠点医療機関を指定し、地域のリハビリ支援や社会復帰施設等でのリハビリ支援・地域生活支援を実施してきているところです。</p> <p>また、平成26年度からは、新たに国の地域医療再生基金を活用し、地域医療を担う医師や コメディカルを対象に、高次脳機能障がいに係る最新の知見の普及啓発を目的とした診断・リハビリテーション研修会を開催しております。</p> <p>道としては、引き続き、道内各地域の医療機関や相談支援者、サービス事業者等における相談支援等の促進を図るため、診断基準やリハビリ・生活支援の技術の普及と充実、道立保健所を拠点とした医療・保健・福祉・教育等とのネットワークづくりを進めてまいります。</p>	<p>(障がい者保健福祉課)</p> <p>支援拠点医療機関や委託事業者、道立保健所における各種研修・啓発、相談支援を実施。</p> <p>医療機関向けパンフレット、相談窓口向けの相談対応の手引き・リーフレットにより、引き続き普及啓発を実施。</p> <p>平成27年度は、地域医療再生基金を活用し、医療関係者等を対象に、高次脳機能障がい者が受傷後の急性期から回復期に至る段階において、在宅生活へのスムーズな移行を図るために必要な情報や連携方法等を習得するための研修会を開催。</p>	<p>(障がい者保健福祉課) 〔高次脳機能障がい〕</p> <p>高次脳機能障がいは、障がい特性を踏まえた適切な医学的リハビリテーションや生活訓練、就労・就学支援などが必要であることから、国では、診断基準、訓練・支援プログラムの作成や、障害者手帳申請時の診断書等作成ガイドラインの取りまとめ等、支援につなげるための取組を進めています。</p> <p>道では、平成13年度から平成17年度まで国のモデル事業として、平成18年度からは、障害者自立支援法（平成25年4月～障害者総合支援法）に基づく「地域生活支援事業」として、高次脳機能障がい者に関する国の診断基準、訓練・支援プログラム等の普及に努めるとともに、支援拠点医療機関を指定し、地域のリハビリ支援や社会復帰施設等でのリハビリ支援・地域生活支援を実施してきているところです。</p> <p>平成26年度からは、高次脳機能障がいに係る診断やリハビリテーション等の最新の知見についての普及啓発を目的として、地域医療を担う医師やコメディカルを対象とした研修会を開催しております。</p> <p>道としては、引き続き、道内各地域の医療機関や相談支援者、サービス事業者等における相談支援等の促進を図るため、診断基準やリハビリ・生活支援の技術の普及と充実、道立保健所を拠点とした医療・保健・福祉・教育等とのネットワークづくりを進めてまいります。</p>

## 北海道交通事故被害者の会からの要望事項に対するコメント及び対応状況

H28 要望事項 (下線部が昨年からの変更点)	H27 コメント	H27コメント後の対応状況	H28 コメント
<p>5 交通犯罪被害者など犯罪被害者が、被害直後から恒常的に支援を受けられる公的機関の整備・充実をはかること。</p> <p>当会のような被害者団体の活動に財政的支援が受けられる制度を整備すること。</p>	<p>(地域保健課)</p> <p>道では国に対し、脳脊髄液減少症の診断基準や治療法の早期確立、医療保険の適用について要望してきたところです。</p> <p>また、脳脊髄液減少症で悩んでいる方々が、適切に医療機関を選択できるよう、医療機関調査を実施し、道のホームページにおいて、相談や診療に対応している62の医療機関名を公表しております。</p> <p>こうした中、平成24年6月に、同症の治療法の一つである「ブラッドパッチ療法」が先進医療に承認され、現在、道内では、4医療機関で実施されています。</p> <p>今後とも、診断基準及び治療法の早期確立や保険適用など患者支援施策の推進について、引き続き、国に要望してまいります。</p> <p>(道民生活課)</p> <p>道では犯罪被害にあわれた方などをサポートするため、平成19年8月に「北海道犯罪被害者等総合相談窓口」を外部委託により設置し、被害者等からの相談に対応しています。</p> <p>また、自助グループの活動に対しましては、犯罪被害者等の置かれた状況について道民の理解の増進を図るための啓発事業の実施等により支援をしてまいります。</p>	<p>(地域保健課)</p> <p>国に対し、脳脊髄液減少症の診断基準や治療法の早期確立、医療保険の適用、患者支援施策の充実について要望。</p> <p>(道民生活課)</p> <p>—</p>	<p>(地域保健課)</p> <p>道では国に対し、脳脊髄液減少症の診断基準や治療法の早期確立、医療保険の適用について要望してきたところです。</p> <p>また、脳脊髄液減少症で悩んでいる方々が、適切に医療機関を選択できるよう、医療機関調査を実施し、道のホームページにおいて、相談や診療に対応している73の医療機関名を公表しております。</p> <p>こうした中、平成28年4月から、脳脊髄液漏出症と診断された患者に対して実施される「硬膜外自家血注入（ブラッドパッチ療法）」が保険適用となり、現在、道内では、6病院が届け出を行っております。</p> <p>今後とも、脳脊髄液減少症の診断基準と治療法の早期確立、脳脊髄液減少症の診療にかかる費用の保険適用の拡大など、患者・家族の支援施策の推進について、引き続き国に要望してまいります。</p> <p>(道民生活課)</p> <p>道では、<b>交通事故被害者への救済措置の充実のため、交通事故相談所にて被害者等からの相談に対応しています。</b></p> <p>また、犯罪被害にあわれた方などをサポートするため、平成19年8月に「北海道犯罪被害者等総合相談窓口」を外部委託により設置し、被害者等からの相談に対応しています。</p> <p>自助グループの活動に対しましては、犯罪被害者等の置かれた状況について道民の理解の増進を図るための啓発事業の実施等により支援をしてまいります。</p>

H28 要望事項 (下線部が昨年からの変更点)	H27 コメント	H27コメント後の対応状況	H28 コメント
<p>III 交通死傷被害ゼロをめざし、命と安全が最優先される社会を実現すること</p> <p>6 危険で悪質極まりない飲酒や薬物使用での死傷事件を撲滅するために、厳罰化とともに事故の際の運転者の飲酒検査の徹底や血液検査を制度化すること。 飲酒の違反者には、アルコール依存症検査を義務付けることや、「インターロック」(アルコールを検知すると発進できない装置)装着を義務化するなど、再犯防止を徹底すること。 飲酒運転をしないはもちろん、させない、許さないを、道民一人ひとりと行政・関係機関が一体となって取り組むことのできる、実効ある総合的施策を推進すること。 <u>そのために新たに制定された北海道飲酒運転根絶条例の推進および必要な見直しを行うこと。</u></p>	<p>(道民生活課) 道警察では、現在においても事故の際においては運転者の飲酒検査等を実施していると伺っている。 道としては、飲酒運転に絡む交通事故を防止するため「飲酒運転根絶」を含めた7大セーフティキャンペーンを重点に、ハンドキーパー運動や飲食店訪問を実施しているところ。 また、今年の7月13日には、「飲酒運転根絶道民の集い」を開催するとともに、全道一斉街頭啓発「セーフティコール」を行うなどしたところ。 なお、現在、道議会において、飲酒運転の根絶に関する条例(仮称)を議員提案すべく、検討が進められていると承知しており、道としても、こうした議論等を踏まえ、道警、市町村、関係機関・団体等と緊密に連携し、今後も飲酒運転の根絶に向け、更なる交通安全運動を展開し、道民一人ひとりの交通安全意識の高揚に努めてまいります。</p>	<p>(道民生活課) <b>H27.12.1</b> <b>「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」施行</b></p>	<p>(道民生活課) 道警察では、交通事故の際に運転者の飲酒検査等を実施していると伺っております。 昨年12月1日、道議会において「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」が施行されたが、道では条例の周知に努めるとともに、道警察等関係機関・団体と連携し、飲酒運転の違反者に対して保健指導を勧奨するなどして再発防止に努めております。 また、本年7月13日には「飲酒運転根絶の日決起大会」を開催し、セーフティコール「旗の波運動」を実施したほか、「小樽ドリームビーチ海開き」に伴う啓発や、サッポロビール株式会社と連携して「ピヤガーデン会場」における啓発活動を行い、飲酒運転根絶を呼びかけております。 さらに、飲酒運転根絶に関する施策を効果的に推進するため、本年6月17日には「第1回北海道飲酒運転根絶推進協議会」を開催し、関係機関・団体に飲酒運転根絶に関する施策への協力を呼びかけたところであります。 今後も引き続き、道警察、市町村、関係機関・団体等と緊密に連携しながら、条例で定める施策を着実に推進していくとともに、施策の実施状況等を踏まえ、必要な検討を行っていく考えであります。</p>

H28 要望事項 (下線部が昨年からの変更点)	H27 コメント	H27コメント後の対応状況	H28 コメント
<p>7 車道至上主義を改め、歩行者や自転車通行者、とりわけ子どもやお年寄りが安全・快適に通行できる道路環境など、二重三重の安全対策を講じて被害ゼロを実現すること。</p> <p>自転車道・自転車レーンの整備を急ぐこと。</p> <p>幹線道路での歩車分離、通学路や住宅地、商店街など生活道路においては、クルマ通行に優先権を与えず、規制速度を30キロ以下とする「ゾーン30」の本格的推進を核にして交通静穏化と歩行者優先を徹底すること。</p> <p>交差点での歩行者、自転車事故を防ぐために、歩車分離信号への切り替えを、<u>スクールゾーン内の信号はもとより、速やかに全面的に進めること。</u></p> <p>ロードキルが原因の交通事故被害を根絶するために、高速道路における野生生物の侵入防止対策を万全にし、一般道路においては速度抑制を徹底すること。</p>	<p>(道路課)</p> <p>平成26年の北海道における交通事故死者数の内、約1/3の方が歩行中または自転車乗車中に犠牲となっており、道としては、歩行者や自転車利用者の安全を確保することは極めて重要な課題と認識しています。</p> <p>道では、子どもや高齢者などすべての人々が安全かつ円滑に通行できる交通環境を確保するため、通学路を中心とした歩道・自転車歩行者道の整備や、バリアフリー歩行空間の整備などの交通安全対策を重点的に実施しています。</p> <p>ロードキルによる交通事故の対策について、高速道路では、従来の侵入防止柵の嵩上げや、柵と地面との隙間を金網で埋めるなどの対策により、できる限り野生動物が高速道路へ侵入することを防ぐ対策を行うことによりロードキルによる事故防止を図っていると承知しています。</p> <p>一般道においては、運転者に野生動物との衝突に対して警戒を促しているところです。</p> <p>道路事業をはじめとした公共事業の推進については、厳しい状況にありますが、道としては、安全な交通を確保するため、今後とも交通安全事業の推進に努めてまいります。</p>	<p>(道路課)</p> <p>○平成27年度道道における交通安全事業実施箇所(交付金)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道・自転車歩行者道の整備 (52箇所)</li> <li>・事故対策箇所の整備 (中央帯の整備や交差点改良など) (43箇所)</li> </ul>	<p>(道路課)</p> <p>平成27年の北海道における交通事故死者数の内、約4割の方が歩行中または自転車乗車中に犠牲となっており、道としては、歩行者や自転車利用者の安全を確保することは極めて重要な課題と認識しています。</p> <p>道では、子どもや高齢者などすべての人々が安全かつ円滑に通行できる交通環境を確保するため、通学路を中心とした歩道・自転車歩行者道の整備や、バリアフリー歩行空間の整備などの交通安全対策を重点的に実施しています。</p> <p>また、生活道路におけるゾーン規制と連携して、エリア内の進入速度抑制等を目的とした対応を実施しているところです。</p> <p>ロードキルによる交通事故の対策について、高速道路では、従来の侵入防止柵の嵩上げや、柵と地面との隙間を金網で埋めるなどの対策により、できる限り野生動物が高速道路へ侵入することを防ぐ対策を行うことによりロードキルによる事故防止を図っていると承知しています。</p> <p>また、一般道においては、運転者に野生動物との衝突に対して警戒を促しているところです。</p> <p>道路事業をはじめとした公共事業の推進については、厳しい状況にありますが、道としては、安全な交通を確保するため、今後とも交通安全事業の推進に努めてまいります。</p>

## 北海道交通事故被害者の会からの要望事項に対するコメント及び対応状況

H28 要望事項 (下線部が昨年からの変更点)	H27 コメント	H27コメント後の対応状況	H28 コメント
<p>8 自動車事故被害が深刻な事態となる根本要因は、クルマ依存と高速走行を最善の価値とみなすスピード社会である。  <u>高度道路交通システム（ITS）の開発や活用は、安全運転支援および速度抑制、規制速度遵守を第一義とし、全てのクルマを対象に、現実的対策として進めること。</u></p> <p>9 死傷被害に直結する速度違反など危険運転を防止するために、そして積雪期における交通事故捜査の難しさを補うためにも、ドライブレコーダー（事故やそれに近い事態が起きた際、急ブレーキなどに反応し事故前後の映像等が記録され、分析によって速度や衝撃の大きさなど詳細が再現できる）の全車装着義務に向け、道独自に補助金を措置するなど具体策を講じること。</p> <p>10 運輸業者の安全に対する社会的責任を明確にし、監査を徹底するとともに、悪質違反や重大人身事故を惹き起こした場合の罰則強化など、行政指導を強化すること。  職業運転手の労働条件を悪化させ、因って安全運転管理に逆行する交通運輸産業の規制緩和と政策および「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」を早急に見直すこと。</p>	<p>(国) —</p> <p>(道民生活課) ドライブレコーダーは、交通事故が起きた際の捜査に、有効であろうことや、装着によってドライバーが違反をしないなど意識付けに効果があるものと認識しております。  現在、北海道運輸局において、自動車運送事業者の安全対策としてドライブレコーダーの普及促進について周知を図っているところと伺っております。</p> <p>(国) —</p>	<p>(国) —</p> <p>(道民生活課) —</p> <p>(国) —</p>	<p>(国) —</p> <p>(道民生活課) ドライブレコーダーは、交通事故が起きた際の捜査に有効であろうことや、装着によってドライバーが違反をしないなど<b>交通安全</b>の意識付けに効果があるものと認識しております。  現在、北海道運輸局において、自動車運送事業者の安全対策としてドライブレコーダーの普及促進について周知を図っているところと伺っております。</p> <p>(国) —</p>

別紙様式

北海道交通事故被害者の会からの要望事項に対するコメント及び対応状況

H28 要望事項 (下線部が昨年からの変更点)	H27 コメント	H27コメント後の対応状況	H28 コメント
<p>11 事故原因解明と再発防止のため、行政指導に必要な情報開示を徹底すること。</p> <p>12 公共交通機関を整備し、クルマ（とりわけ自家用車）に依存しない安全で快適な生活を実現すること。</p>	<p>(道民生活課) 今後も再発防止に役立つ情報発信活動等を推進していくよう関係機関である道警に要請してまいります。</p> <p>(道民生活課) 車に依存しない公共交通機関の整備については、本道は面積が広大で、平均人口密度も希薄であることから、多くの地域で公共交通機関の確保が採算面から厳しくなっています。 このため、人口が少ない地域における住民の生活に必要な交通手段など公共交通機関の維持を図るほか、自動車使用とのバランスの取れた交通体系の確立が必要と考えております。</p>	<p>(道民生活課) －</p> <p>(道民生活課) －</p>	<p>(道民生活課) 今後も再発防止に役立つ情報発信活動等を推進していくよう関係機関である道警察に要請してまいります。</p> <p>(道民生活課) 車に依存しない公共交通機関の整備については、本道は面積が広大で、平均人口密度も希薄であることから、多くの地域で公共交通機関の確保が採算面から厳しくなっています。 このため、人口が少ない地域における住民の生活に必要な交通手段など公共交通機関の維持を図るほか、自動車使用とのバランスの取れた交通体系の確立が必要と考えております。</p>